

## 公共施設等運営権の設定について

静岡県は、静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例（平成20年静岡県条例第22号）第28条第1項の規定により、静岡空港の公共施設等運営権を富士山静岡空港株式会社に設定したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 30 年 11 月 7 日

静岡県知事 川勝 平太

1 公共施設等の名称

静岡空港

2 公共施設等の立地並びに規模及び配置

(1) 立地

静岡県牧之原市及び島田市

(2) 規模及び配置

静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例第3条に基づき公示された静岡空港の区域

3 公共施設等運営権者

静岡県牧之原市坂口 3336 番地 4

富士山静岡空港株式会社

代表取締役 西村 等

4 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

(1) 空港運営等事業

(2) 環境対策事業

(3) 附帯事業

5 公共施設等運営権の存続期間

平成30年11月7日から平成51年3月31日まで（事業期間の延長があった場合は当該延長後の終了日。ただし、平成76年3月31日を超えることできない。）